

児童手当の「現況届」は6月中にご提出ください

児童手当は、児童を養育している父母等に手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的としています。

▽支給対象者

0歳から中学校卒業（15歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育している方で、前年（1月～5月分の手当については前々年）の所得が一定額未満の方です。

▽支給額

・0歳から3歳未満までの児童
一律 1万5千円/月
・3歳から小学校修了前までの児童
第1子・第2子 1万円/月
第3子以降 1万5千円/月
※18歳になった後の最初の3

月31日までの間にある子ども

ものうち、年長者から第1子、第2子、第3子と順に数えます。

・中学生の児童

一律 1万円/月

・受給者の所得が限度額以上の方（特例給付）

一律 5千円/月

▽支払い時期

原則、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

▽児童手当認定請求

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合は「認定請求書」の提出が必要です。児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

なお、公務員の方は勤務先での手続となりますので、勤務先にご確認ください。

▽現況届について

現在、児童手当を受給しているすべての方には、毎年6月に現況届を提出することが定められています。対象の方へ6月初旬に案内文書を郵送しますので、必ず6月中に提出し、手続を行ってください。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するため大切な手続です。受給資格があっても、現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※問合せ先

こども課 子育て支援係
☎92-7968

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況

住民基本台帳法に基づき、平成28年度住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

平成28年度 住民基本台帳閲覧状況

▽住民基本台帳法第11条第3項に基づく閲覧状況

当該請求をした国又は地方公共団体等の機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 (自衛隊佐賀地方協力本部)	自衛官募集広報のため	平成28年 6月29日	平成10年4月2日から 平成11年4月1日生 の男女
佐賀県健康増進課	「県民健康意識調査」 実施のため	平成28年 10月19日	20歳以上の男女

▽住民基本台帳法第11条の2第12項に基づく閲覧状況

申出者氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
中央調査社 会長 西澤 豊	日本放送協会（NHK）が 実施する「テレビ放送 に関するアンケート」 のため	平成28年 5月31日	① 大字小倉、大字園部 ② 18歳以上の男女